平成２８年（フ）第４０号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2959番地１
債務者　大園　絵美
１　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
沖縄県那覇市首里当蔵町１丁目18番地
債務者　高崎つかさ（旧姓宮里）
１　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第６１号
北海道苫小牧市音羽町１丁目14番15号　ハイツまるいＮＯ131―206号
債務者　小谷　晃生
１　決定年月日時　平成28年６月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第４１号
群馬県桐生市永楽町２番１号　スミマンション６号
債務者　佐藤　啓子（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第９８号
石川県金沢市東山３丁目１番22号、従前の住所東京都世田谷区下馬６丁目15番11号
債務者　有坂　宏美
１　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３６号
石川県かほく市八野ハ120番地１、従前の住所石川県かほく市高松甲16番地15
債務者　波岡　　優
１　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４３号
石川県白山市笠間町662番地２　コーポひまわりＢ棟101号室、従前の住所石川県白山市石立町79番地２
債務者　籔下　　進
１　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５５号
石川県かほく市高松マ62番地20　白千鳥ハイツ101号室
債務者　上田　幸雄
１　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５号
長野県佐久市協和2328番地19
債務者　花里　康弘
１　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第３４号
長野県岡谷市加茂町２丁目24番703号
債務者　中山　永幸
１　決定年月日時　平成28年６月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第８２号
滋賀県蒲生郡日野町大字山本783番地70
債務者　玉城　聖子（旧姓三島）
１　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第８７号
滋賀県彦根市河原２丁目２番33―503号
債務者　渡邉　昭一（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３０４号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目12番地の27　第７キャッスル塚口　301号
債務者　松本　典子
１　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７号
兵庫県豊岡市宮島141番地の３　６号室
債務者　安達　喜光
１　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
徳島県徳島市津田町３丁目７番７―604号津田松原団地県営住宅、旧住所徳島県徳島市津田本町２丁目４番36号
債務者　亀井　政文
１　決定年月日時　平成28年６月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５号
福岡県柳川市西浜武50番地２　ヤマニコーポ柳川216号
債務者　龍　亜由美
１　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第３４号
福岡県田川市上本町２番43号
債務者　一宮　　香
１　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所田川支部